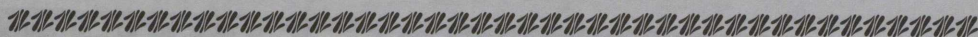


全 仏



No. 364

1990. 12



WFB大会開会式会場。オリンピック室内競技場は、
3万人の仏教徒でうめつくされた。

—撮影 Don Farber—



財団
法人

全日本仏教会

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

第17回WFB韓国大会

ソウルで華やかに開催



漢江河畔の統一集會に集まった各国の仏教界代表

第十七回世界仏教徒會議韓国大会は、去る十月二十二日から八日間にわたって、韓国のソウル市で開催された。今回は一九五〇年に結成された世界仏教徒連盟(WFB)が、ちょうど四十周年を迎えることから、その記念式典も併わせて行われ、世界六十の地域センターより、三百五十人の代表が出席し、盛大に挙行された。日本からは、本会の春見文勝会長をはじめ、六十人の各宗代表が出席した。

盛大に開會式

二十二日午後二時から、ソウル市内のオリンピック室内競技場で開催された開會式には、世界各国のWFB関係者、韓国の各界代表者の他、僧俗三万人にもものぼる韓国仏教徒が集まり、広い競技場は、開式の数時間前から、熱気にあふれていた。

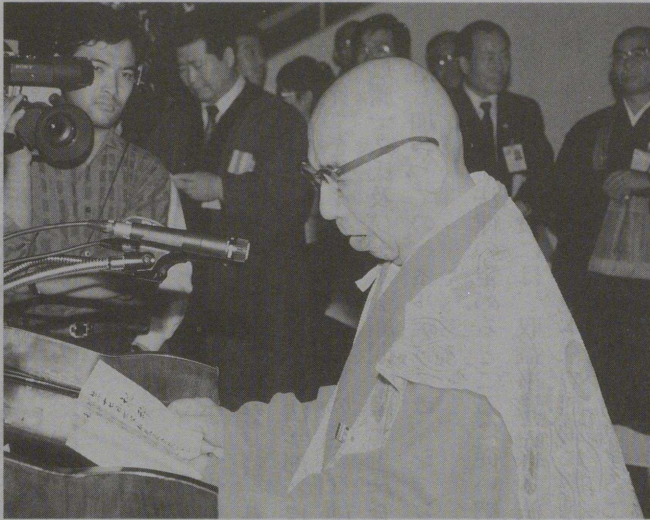
サンヤ・ダルマサクティWFB会長の挨拶(代読)で始まった式典では、各国代表の祝辞が次々に述べられ、春見会長も、日本の仏教界を代表して挨拶を行った。

この日の夜、市内のスイスグランドホテルを会場に催された懇親会は、各国からの出席者による、なごやかな交流の場となった。出身地域を象徴する色とりどりの僧衣を身につけた人々の交歓風景は、まさにWFB大会ならではのものといえよう。

翌二十三日から二十九日まで、同じスイス
グランドホテルで、全体会議や各専門委員会
が開かれ、様々な課題に対する関係者の活発
な討議が行われた。

財政委員会

現在、WFBには財政、広報、社会経済な
ど七つの専門委員会が設置されている。今大
会で日本は、財政委員会を担当することにな
り、座長を正式代表として出席した中専念師
(本会常務理事)が努めた。会議には、舛田



開会式で挨拶する春見会長

順明(本会国際専門委員会委員長)、松濤弘
道(同副委員長)、佐伯真光(同委員)、小林
正道(同委員)の各師が出席し、会費の増額
や未納団体への対応等を討議した。

灯籠流し

二十三日の夕方には、ソウル市内を流れる
漢江河畔に、数十万人の仏教徒が参集して、
統一集会和灯籠流し的一大ページェントが繰
り広げられた。数百人の女性がチマ・チヨゴ
リで讚仏歌を合唱する中、特設舞台から代表



幻想的な灯籠流し

者の挨拶がつづき、黄昏せまる大河の上を、
数千という灯籠が流れていく光景は、幻想的
ですらあり、多くの参加者を魅了していた。

閉会式

十月二十九日午後六時から、スイスグラン
ドホテルで閉会式が行われた。各国代表の挨拶
の後、次期大会は、二年後の一九九二年に
台湾で開催することが、正式発表された。な
お閉会式には、本会を代表して白川良純理事
長が出席した。



全体会議の議長団

信教の自由と税務調査の限界

朝日大学教授 石村 耕治

日本宗教連盟主催の第七回宗教と税制シンポジウムが、去る十一月一日午後二時から、全仏をはじめ各宗教の代表者約二五〇人が参加して、増上寺地下ホールを会場に開催された。最初に朝日大学法学部教授・石村耕治氏が、「信教の自由と税務調査の限界」をテーマに、要旨以下のような講演を行った。その後、神社本庁嘱託税理士・近藤一久氏及び、本会顧問弁護士・長谷川正浩師が意見発題を行い、最後に会場出席者も加わってのパネルディスカッションが行われた。

宗教法人は、法律の定めるところに従い納税義務を負う。一般には、収益事業に係る法人税、源泉所得税、その他本来の活動に関係しない資産に係る各種の租税等を納付することになる。税法は、こうした宗教法人の納税義務を正確に確定することを目的に、課税庁の職員へ調査権（質問検査権）を付与している。この調査（質問検査）に当たっては、法人の会計記録が信頼するに足るものであるかどうか、深く立ち入って調査が行われることも多い。

税務調査に関し、宗教法人と他の営利法人等の区別があるわけではない。宗教法人にとり最も一般的なのが、所得税法、法人税法など個別税法に規定された、一般に「実体税法

上の調査権」と呼ばれているものであろう。これは、性格的には日常の行政目的で行われる調査である。したがって、この種の調査は、調査を受ける者の同意のもとで許される任意調査である。

ところが現行法は、この種の調査権行使に非協力な者を「一年以下の懲役又は二〇万円以下の罰金に処する」（法人税法）ことにしている。つまり「間接強制の伴う任意調査」である。

宗教法人の税務調査にあたっては、法人の会計記録が信頼に足るものであるかどうか、深く立ち入って調査が行われることも多い。このため、宗教活動に対する課税権力の介入ではないかと問題になることがある。

宗教法人の「宗教活動収入」とは、法人本来の活動にかかる収入をさす。布施収入、負担金・会費収入、参詣収入、寄付金収入、拝観料収入等が、これにあたる。しかし法人税法は、これら全てを非課税にしているわけではない。とりわけ、法人税法基本通達一五―一―一（公益法人等の本来の事業が収益事業に該当する場合）は、宗教活動収入であっても課税される場合もあるとしている。

また、法人税法基本通達一五―二―一四（公益法人等の確定申告書の添付書類）では、確定申告にあたっては、収益事業に係る部分の計算書類に加え、「収益事業以外の事業に係る」部分の計算書類の提出も求めている。こうした通達は、本来単なる課税庁内部の規則に過ぎない。宗教法人を直接に拘束するものではない。しかし、現場の課税庁職員はこの通達に拘束される。このため現実には、収益事業を行っている法人が、求められれば、宗教活動にかかる部分の書類提出を拒むのは難しい。

こうした通達の趣旨に沿って、税務調査が宗教活動の内部にまで深く立ち入って行われる場合、憲法二〇条（信教の自由）との抵触問題が生ずる。

また宗教法人が、収益事業を行っていない場合であっても、源泉所得税に関し、税務調



講演する石村教授

査が本来の事業内容にまで立ち入ることが考えられる。たとえば、過去帳をみなければ、法人の所得や住職等の所得を正確に把握できない等の場合である。この場合、宗教法人側からすれば、課税庁に対する不合理、不必要な開示は憲法二〇条との抵触とともに、刑法一三四条二項にいう「正当な理由なき秘密漏泄」の罪になる恐れもある。

宗教法人法八四条は、こうした問題が起ることを回避する立場から、次のように規定する。

「国及び公共団体の機関は、宗教法人に対する公租公課に係る法令を制定し、若しくは改廃し、又は賦課徴収に関し境内建物、境内地その他の宗教法人の財産の範囲を決定し、若しくは宗教法人について調査する場合

その他宗教法人に関して法令の規定による正当な権限に基づく調査、検査その他の行為をする場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることのないように特に留意しなければならない」

現行の税務調査法制は極めて簡潔である。これは、裏返すと手続的に不備であることを意味する。このため、税務調査は、そのやり方次第では、「信教の自由」をはじめとした憲法上の諸法理に抵触し、結果的には運用違憲となる可能性が出てくるといえる。

税法は、納税者に対して様々な書類の提出を求めている。しかしこうした決定書類だけでは、具体的な取引実態を把握できないことも多いため、「業務内容等についてのお尋ね」、「申告内容についてのお尋ね」等を送付又は配布することがある。こうした「お尋ね」は、必ずしも税務上の具体的根拠規定に基づいていないことから、一般には、「法定外照会文書」と呼ばれている。

宗教法人に対しても、一九八一年の法人税基本通達的大幅改正を契機として、この「法定外照会文書」がしばしば配布されるようになってきている。最近送付されているものは、本来の事業たる宗教活動に深く立ち入って照会を求めている例も多い。たとえば、檀信徒の戸数、戒名料の件数や金額、法会の回

数等、宗教活動に深く踏み込むもの、非課税の宗教活動収入やその預け入れ先等の情報提供を求めたものがめだつ。

このように現実には、法定の手続きを通じでは行えないような実質的意味での「調査」を、「法定外照会文書」で行っている傾向がある。

こうした照会が、法律に基づかない単なる事実行為にとどまるためには、その作成・送付等に当たり、細心の注意が必要である。まず、照会内容は、客観的必要性のある事項に限定した形で、照会の可否を被照会者の任意とし、かつ、将来的不利益のないことを、文書に明記する必要がある。この場合、照会の客観的必要性の証拠を提示し、かつ、実質的な税務調査でないことを明らかにしなければならない。

現在、宗教法人に対して行われている照会の多くは、こうした点への配慮に欠けている。中には、法定の税務調査で行うと、明らかに違法・不当と判断される情報を、手続的に不備な照会によって入手しようとしている例もみられる。

ともあれ、課税権力の不要な介入を招いたり、税問題に対する世俗的な誤解を招いたりしないように、細心の注意が必要といえる。宗教人及び宗教法人は自戒・自浄を重ね、一層の納税モラルの向上に努める必要がある。

加盟団体代表者同和研修会

日本文化史からみた人権

岩國久彌氏が講演

加盟団体代表者同和研修会が、去る十一月六日午後二時から、京都グランドホテルを会場に、本会加盟宗派、都道府県仏教会、各種団体の代表者約百人を集め、開催された。昨年に引き続き、宗務行政責任者を対象とした本年度の第二回研修会では、日本文化史研究所長・岩國久彌氏が「日本文化史からみた人権」をテーマに要旨次のような講演を行った。

* * *

よく人権という事と、同和問題という事を結び付ける人がいるが、まったく違う事である。人権とは『日本国憲法』に掲げる、日本の国是たる基本的人権の事である。同和問題とは現代まで四百年もの長い間、部落差別によって、しかも政治的に作られた身分制度が、「解放令」によって廃止されたにもかかわらず、今日なおその差別が現存する同和地区住民にとっては、物心両面の不利益を受け

ている問題である。

全ての人が生まれながらにして持っている固有の権利である基本的人権を、略して人権という。しかし現在この人権が守られていない立場の人たちは、日本全国六千部落といわれる同和地区住民である事は事実である。また人権問題の今日的課題は、在日朝鮮人（ここでいう朝鮮という表現は、世界地理上の朝鮮半島全て）、身体障害者、北海道のアイヌの人たち、そして「男女雇用均等法」に関わる婦人問題を含み、人全ての問題である。

昭和四十年に同和对策審議会が政府に答申を提出するのに先だち行った意識調査によれば、同和地区の人たちの血すじは、朝鮮民族という答えが大部分であった。明治四十三年の日韓合併後、低賃金労働者として朝鮮から強制連行された人たちと、「解放令」発布後、逆に失業した同和地区の人たちの貧しさが、類似していたのは事実である。

日本民族と朝鮮民族の関わりは非常に古く、古代には朝鮮からあらゆる文化が入ってきた。信憑性のある歴史書といわれるものに『六国史』がある。その内の『続日本紀』によれば、桓武天皇の母親が百済系の渡来人の娘高野新笠であったとある。また『新撰姓氏録』によれば、朝鮮からの渡来人は日本の社会の中では、差別を受けるところか、貴族と



会場をうめた約百人の代表者

いう高い地位にしていた事がわかる。そして、もとも信憑性のある天皇家系図を記した『本朝皇胤紹運録』の桓武天皇の下りには、生母高野新笠皇太后とあり、勅撰歴史書及び系図等によれば、天皇家や皇族等と朝鮮からの渡来人との姻族関係は明白である。

日本における貴族を含め、家格という価値観は時代の推移と共に転換して来た。徳川三百年間に出て来た諸藩主は、明治維新以降、華族制度ができ、貴族になっている。またそれまで最下級の武士であろうと、国家のために尽くせば、あるいは譜代大名を倒して、外様が政府の役人になれば貴族になれた。この家柄を見る時、計る物さしはなく、全て人がら、人物そのものであるといえる。

人権侵犯の歴史を見ると、『後漢書』に生口を貢物として贈ったというものが、『魏志倭人伝』に「生口百名殉葬す」とある、生口が日本における被差別民のはじまりである。その後、大化改新によって「五色の賤」という賤民制度が、日本ではじめて法律によって定められた。

この「五色の賤」を中心とする律令制下の奈良時代の人口の約一割が、当時の賤民身分であったといわれている。しかし、大規模な平城京が非常にスピーディーにできたのは、こうした当時の賤民身分の人たちが、厳しい

労働下で造った労作なのである。

中世の中期以降になると、中央集権が地方分権へと移行する。中世における賤民身分の呼称は、散所者と河原者の二つに大別され、両者はその主人の有無によって分けられる。散所者の主人は、大勢力を持つ寺社、地頭及び將軍等である。彼らの荘園内の荒地を開墾すべく、厳しい労役をかせられる。一方の河原者は主人を持たず、非課税地である河川敷に住み、雑芸能や技術を身に付けて行く。ところが、諸々の文献等によれば、今日の日本における優れた伝統文化の大部分は、散所者、河原者といわれる人たちが、血と汗の中で生きたがために造って残してくれたものである。

彼ら賤民身分の人たちは、僧籍に入る事によって為政者に仕えた。観阿弥、世阿弥の父子は、中国から入って来た猿楽を、日本の能に仕立て上げた。しかし大芸術家である彼らは、当時は社会からしいたげられた散所者であった。また歌舞伎の阿国、茶道の千利休、立花の立阿弥、山水河原者といわれた築庭の善阿弥等々も同様である。

近世になり、日本国中に被差別部落が形成された事件として、石山本願寺合戦がある。一向一揆は土一揆の力をそのまま吸収して、権力者に抵抗をした。厳しい租税の取り立てに苦しむ農民は、生きるために武將と戦わざ

るをえなかった。この合戦で最後まで戦った者が、その後には賤民身分に落とされて行くと見られる。

豊臣秀吉は天下統一を行い、三大政策を実施した。刀狩令によって武装解除をし、太閤検地令によって、権力を強化するための財政基盤の確立を行った。そして、その総仕上げとして身分統制令を行い、これにより近世身分制度である、士農工商はほぼ成立した。この制度は徳川三百年間つらぬかれ、明治四年の「解放令」によって廃止となった。

しかし近代封建制下においても、差別は行政の上でもはっきりと残された。明治五年に作製された「壬申戸籍」である。それは戦後にいたるまで、差別温存助長に利用されて行った。そして昭和四十三年に、国会で問題となり廃止となる。その後になっても、昭和五十二年には部落地名総鑑事件が起こるなど、今だに差別事件が現存している。

* * *

最後に、岩國氏は、人権の擁護という問題について、宗教者が協力する事は、どれだけ大きな力となり啓発されて行くか、計り知れないと話を締めくくった。

講演が終了した後、出席者との盛んな質疑応答があり、午後四時半に予定された日程を終了した。

第八回囲碁大会開催

本会主催の第八回囲碁大会が、去る十月三十日、京都の枳殻邸で開催された。

今回の大会は、真宗大谷派のご好意により、東本願寺の飛地境内地である名勝枳殻邸を会場に、関西一円はもとより、全国から参加者があつた。

秋雨にしつとりとぬれた庭園を見渡す、同邸内の大書院閨風亭は、さながら桂離宮の風情。その内では、静寂さとは対象的に、約四十五名の僧侶棋士たちが、熱戦を繰り広げた。午前十時から開会式、つづいて来馬規雄実行委員長のルール説明の後、参加者はそれぞれの段級に応じて四クラスに分れ、対局がはじまった。

競技はトーナメント方式で行われ、Aクラス（五段以上）は例年のごとく、十五名の強豪が集まり激戦を繰り広げ、滋賀県から参加の小松英雄師（真宗大谷派）が優勝した。競技の結果は次の通り。（敬称略）

- Aクラス（五段以上）
- 優勝 小松 英雄（真宗大谷派）
- 準優勝 中浦 憲隆（浄土真宗本願寺派）
- Bクラス（三・四段）
- 優勝 藤井 映月（浄土真宗本願寺派）

準優勝 山本 正和（浄土真宗本願寺派）
Cクラス（初・二段）

優勝 上田 智照（真言宗山階派）
準優勝 村上 耕二（真宗大谷派）
Dクラス（一級以下）

優勝 東野 弘潤（真宗大谷派）
準優勝 田沢 泰敬（浄土真宗本願寺派）
午後五時から表彰式が行われ、各クラス優勝、準優勝者には、来馬実行委員長から全仏カップ並びに楯が授与された。

その後、懇親会が行われ、参加者は囲碁談義に花を咲かせていた。

哀 悼

山本 道隆（元全仏副会長）
十月十七日、八十四歳で遷化
埼玉県佛教会前会長
佐保山堯海
十一月三日、八十三歳で遷化
華厳宗元管長、東大寺長老

三三事務局録事

十一月一日 日宗連宗教と税制シンポジウム

- 二日 局内会議
- 五日 日韓仏文化交流大会出席
- 六日 加盟団体代表者同和研修会
- 八日 ルンビニー正副委員長会議
- 九日 局内会議
- 十四日 税務委員会・諸外国税制研究会
- 十六日～十七日 同和研修会
- 二十一日 全日仏婦大会出席
- 二十二日 基本法実行委員会出席
- 二十六日 局内会議
- 二十九日 財務担当者会議
- 二十九日 同和研究会
- 三十日 ルンビニー委員会

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9（地下鉄田原町駅前）

電話 代表 (841) 4965